

復興防災DX研究会（第3回）

日時：令和6年7月16日（火）

15時から17時

場所：県庁 特別会議室（12F）

次 第

1 開 会

2 出席者紹介

3 内 容

（1）報 告

- ・ 第2回研究会における主な御意見
- ・ 令和6年度防災DXに係る本県の取組

（2）議 題

本研究会における今後の具体的論点等

（3）その他

石川県における広域被災者データベース・システム構築事業への参画について

4 閉 会

復興防災DX研究会（第3回） 出席者名簿

○構成員等

所属	職名	氏名	備考
東北大学 災害科学国際研究所	副研究所長・教授	越村 俊一	欠席
東北学院大学 情報学部	准教授	高橋 秀幸	副座長
岩手大学 地域防災研究センター	客員准教授	中村 吉雄	
岩手県立大学 防災復興支援センター	副センター長	杉安 和也	座長
岩手県 ふるさと振興部 科学情報政策室	DX推進専門官	高橋 悟	
盛岡市 総務部 危機管理防災課	課長	新井田 昌幸	
宮古市 危機管理監 危機管理課	課長	山崎 正幸	Web
岩手県社会福祉協議会	事務局次長兼総務部長	斉藤 穰	
いわてNPO 災害支援ネットワーク (認定NPO法人フードバンク岩手)	理事 (副理事長・事務局長)	阿部 知幸	
いわてNPO 災害支援ネットワーク (NPO法人クチェカ)	会員 (理事・事務局長)	鈴木 悠太	

○事務局

所属	職名	氏名	備考
岩手県 復興防災部	部長	福田 直	
岩手県 復興防災部 復興危機管理室	副部長兼復興危機管理室長	北島 太郎	
岩手県 復興防災部 復興危機管理室	総括危機管理監	田澤 清孝	
岩手県 復興防災部 復興危機管理室	主事	高橋 昌平	
岩手県 復興防災部 復興危機管理室	主事	鈴木 康平	
岩手県 復興防災部 復興くらし再建課	被災者生活再建課長	山崎 重信	
岩手県 復興防災部 復興くらし再建課	主任主査	中嶋 由紀	
岩手県 復興防災部 復興くらし再建課	主任主査	松尾 友子	
岩手県 復興防災部 防災課	主査	荻敷山 義則	

復興防災DX研究会 会場図

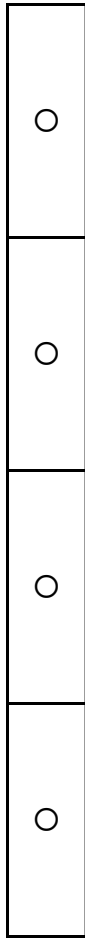
県庁 特別会議室 (12F)

座長

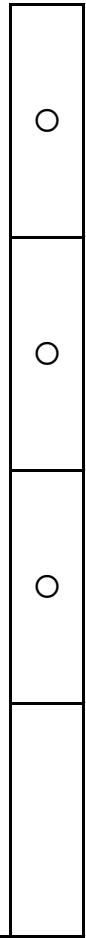
岩手県立大学 防災復興支援センター
副センター長 杉安 和也



岩手大学 地域防災研究センター
客員准教授 中村 吉雄



東北学院大学 情報学部
准教授 高橋 秀幸



盛岡市 総務部 危機管理防災課
新井田 昌幸

岩手県 ふるさと振興部
科学情報政策室
DX推進専門官 高橋 悟

いわてNPO災害支援ネットワーク
理事 阿部 知幸

岩手県社会福祉協議会
事務局次長兼総務部長
斉藤 穰

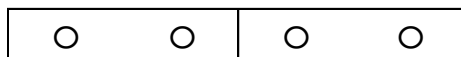
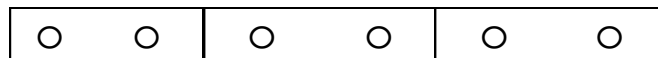
いわてNPO災害支援ネットワーク
会員 鈴木 悠太

モニター設置
宮古市危機管理監危機管理課
山崎課長、
市町村Web用

○ 北島副部長
○ 福田部長
○ 田澤総括危機管理監

○ 荻敷山主査	○ 松尾主任主査	○ 山崎被災者生活再建課長	○ 中嶋主任主査	○ 鈴木主事	○ 高橋主事
---------	----------	---------------	----------	--------	--------

マスコミ席



入口

①人材育成の必要性

- ・デジタル技術の導入による効率化と質の向上こそを問うべき。新技術導入に当たってのマンパワー不足とのトレードオフを見る必要。具体的には、**活用人材の確保又は人材育成について、検討していくと良い**のではないかと。
- ・**デジタル技術を使いこなす人材をどう育成していくかが重要**。新しい技術の導入のみに目を向けると、導入しても使えない、扱いに非常に苦労する事態となる。もう少し**活用人材の確保又は人材育成のあり方を研究の方向性として打ち出してもいいのでは。**

【資料NO.2】を参照
「人材育成」を研究の方向性の柱に追加

②実証実験の実施について

- ・県内の各市町村では人口・財政規模に大きな差があり、想定される災害も異なる。一つの技術サービスも、人口規模によって効果に差が生じる。県として実施する場合、判断が難しいとは思いますが、それぞれ技術のターゲットをどこに置くかはよく検討すべきと考える。
- ・県には、市町村で足りない部分を補っていただければよいと思う。市なりに防災DXを考えていて、市町村に課せられた責務として避難情報の発令権限が法律で付与されている。大雨による水害などの進行型の災害は、どのような段階での確な避難情報を発令するかが、喫緊の課題。

③災害対応業務に係るデータの棚卸しの必要性

- ・本質的な課題を探るために、**災害対応業務に関わる棚卸をし、災害の業務の中で、どこがどんな情報を持っていて、どの情報がデジタルに対応しているかなど、情報そのものの棚卸しが必要**になる。【資料NO.4】で説明
- ・業務の棚卸しについて、例えば、避難を考える際、何を目的とするのかを絞る必要がある。目的に応じて、必要な技術や対策が変わる。一つの課題であっても、広く捉えるのではなく、**対象となるポイントを最初に、細かく絞って**おかないと成果もぶれてしまう。

④その他

- ・コミュニティ関連の課題として、高齢化の問題が生じている。若い人以外は、最新の技術は分からないし、ついていけない現実への対応が地域のコミュニティを維持していく上での課題。若い人たちと高齢世代をつなぐツールとして、AIや新しい技術が、使われるようになっていけばよい。
- ・DX災害対応の要になるのが、リアルタイムでどれだけ情報データを流通させられるかという点にある。次回に向けてのお願いだが、データのリアルタイム性という観点で、岩手県や県内市町村に現状どのようなデータ流通のシステムがあるか、教えてほしい。
- ・各地域で活動している防災士からの情報は、オンラインを活用して、双方向での情報の交換をしているところ。やはり、岩手のような中山間地域の多いところでは、**DXは重要な課題解決のツール**になると考える。
- ・災害発生後の内容が中心だったと思うが、**防災学習のデジタル化も優先度が高く、短期的に取り組むべき**だと思う。これまでに全国で様々なデジタル教育の試みが行われているため、既存サービスを使うだけになってしまうかもしれないが、その辺を整理できると良いのではないかと。

目指すところ

- 防災情報のデータ化やデータ連携の促進により、災害対応のデジタル化を通じて迅速かつ効果的な災害対応業務を実現
- 災害発生前後に県民が得られる情報の充実・利活用により、適切な避難行動の促進や被災者支援業務を実現

現
状
課
題

- 人** 平時から復旧・復興期のマンパワー不足や東日本大震災津波から12年が経過し災害経験のない職員の増加
- 組織** 紙ベースの対応が中心でアナログな仕組みが多いことや、災害対応業務の標準化が困難であり、ノウハウが不足
- 地域・住民** 避難困難な高齢者等の増加、自主防災組織の活動が低調、避難意識の低下など、自助・共助が弱体化
- 環境** 頻発・激甚化する大雨災害や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震など、大規模災害の災害リスクが顕在化

研究の方向性

デジタル技術を活用した
災害対応業務の
効率化・省力化・標準化

デジタル技術を活用した
県民の
防災意識の向上

デジタル技術活用の
前提となる
人材の育成

追加

現状の技術等に
捉われない
将来的な災害
対応業務の検討

研究の
方向性

今後3年間で研究すること

災害対応業務に係る課題研究

県内市町村のヒアリング等を通じた課題研究
防災DX官民共創協議会の取組を通じた研究

実証実験等の実施による効果検証

市町村のニーズが高く、目指すところの実現に資する
取組の効果検証（例）避難所運営やドローン活用等

社会実装に向けた検討

課題研究や実証実験等を踏まえ、社会実装に向けたス
キーム等を研究

長期的な視点で研究すること

将来的な災害対応業務の検討

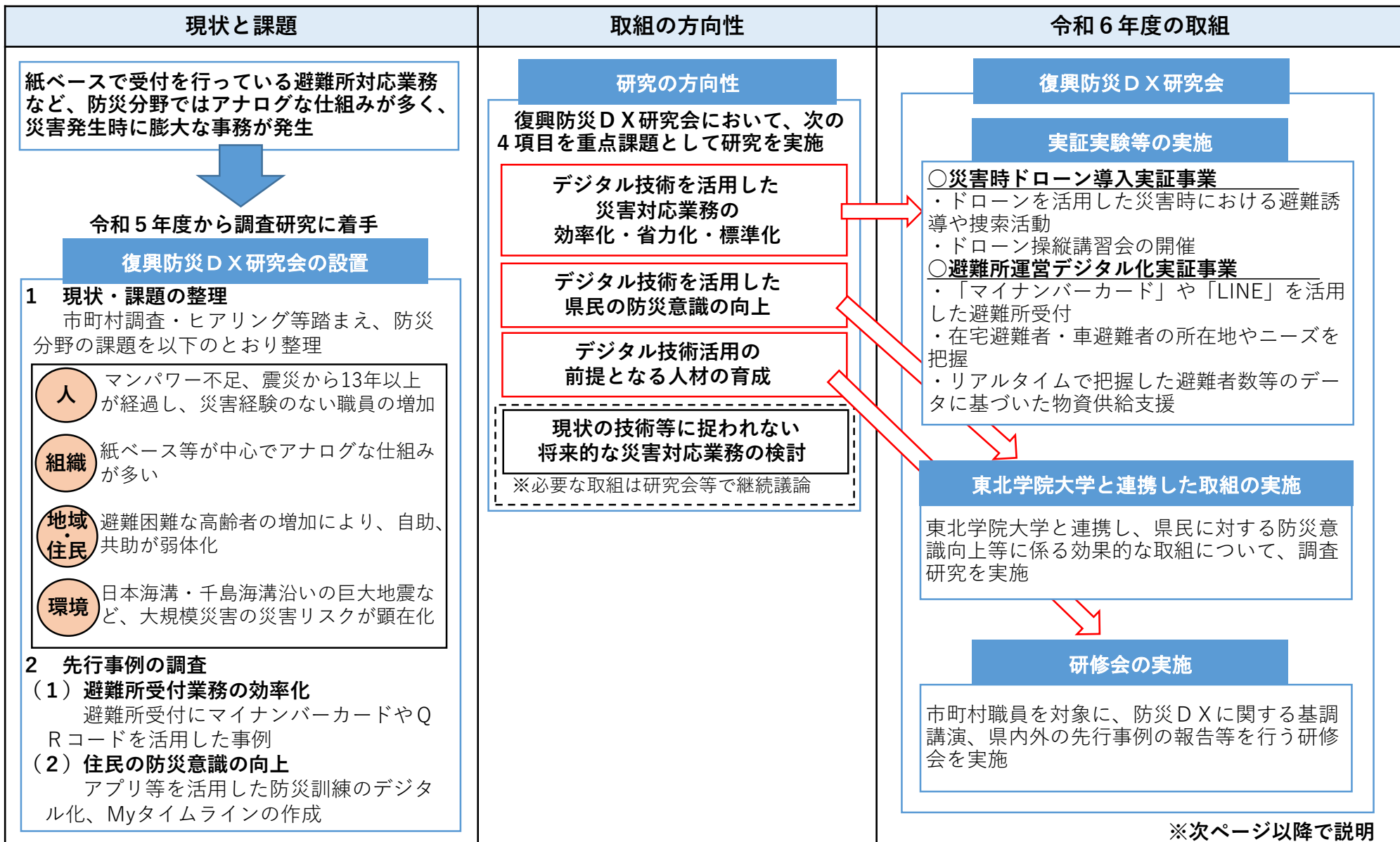
ゼロベース・未来志向による将来の災害対応業務の検
討

今後求められる技術の提案

課題調査や実証実験等を踏まえ、今後求められる技術
等についての調査・研究を行い、防災DX官民共創協
議会に提案

研究会での議論を踏まえテーマを設定

- 概要**
- ・防災分野では紙ベースで受付を行っている避難所対応業務など、アナログな仕組みが多く、災害発生時に膨大な事務が発生
 - ・令和5年度に設置した「復興防災DX研究会」において、本県の災害対応の現状・課題を整理するとともに先行事例調査等を実施
 - ・研究会での議論を通じて4つの重点課題を設定。令和6年度は**3つの重点課題に対応する事業を実施**



復興防災DX研究会

1.設置目的

本県における災害対応に係る様々な場面でのデジタル技術の活用の方向性等について検討するに当たり、広く有識者等から意見聴取を行うため、復興防災DX研究会を設置する。（設置要綱第1条） 令和5年度から令和7年度まで設置予定

2.概要

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組	復興防災DX研究会における調査研究 —	実証実験等の具体的取組を実施	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 本県の現状、課題や先進事例等を分析（市町村へのアンケート調査を実施） 研究の方向性を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対応データの保有、活用状況等を調査 災害時における県、市町村、社協、NPO法人のデータ共有のあり方を議論 防災DXに関する実証実験を実施し、災害対応へのデジタル技術活用の成果、課題等を整理 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度の議論を踏まえて、具体的な検討テーマを選定 令和6年度の研究内容を踏まえ、実証実験等の具体的な取組を実施
開催時期	R5.7、R5.10 計2回開催	R6.7、R6.11を予定 計2回開催	計2回開催（予定）

構成員等	所 属	職 名	氏 名	備考
	東北大学 災害科学国際研究所	副研究所長・教授	越村 俊一	
	東北学院大学 情報学部	准教授	高橋 秀幸	副座長
	岩手大学 地域防災研究センター	客員准教授	中村 吉雄	
	岩手県立大学 防災復興支援センター	副センター長	杉安 和也	座長
	岩手県 ふるさと振興部 科学情報政策室	DX推進専門官	高橋 悟	
	盛岡市 総務部 危機管理防災課	課 長	新井田 昌幸	
	宮古市 危機管理監 危機管理課	課 長	山崎 正幸	
	岩手県社会福祉協議会	事務局次長 兼総務部長	斉藤 穰	
	いわてNPO災害支援ネットワーク	理 事	阿部 知幸	
	いわてNPO災害支援ネットワーク	会 員	鈴木 悠太	

R6追加

1. 昨年度までの実証実験の取組

	R4	R5
実施市町村	宮古市・岩泉町	宮古市・岩泉町
内 容	・オルソ画像等作成 ・行方不明者の搜索 など	・行方不明者の搜索及び避難誘導の実施 ・水門等の閉鎖状況の確認

R5避難誘導に係る実証実験の様子



2. 今年度の取組方針

(1) 実証実験

今年度も宮古市及び岩泉町において、**避難誘導等の実証実験を継続して行う予定**。詳細は今後、岩手県立大学と調整。
また、**岩手県立大学と連携し、自治体等向けの「災害時ドローン導入マニュアル（仮称）」を策定予定**

(2) 災害時のドローン操縦講習会の開催

- ・ 岩手大学と連携した自治体職員等向けのドローン操縦講習会の実施
- ・ 消防学校をフィールドに消防職団員向けのドローン操縦講習会の実施

※ 詳細な内容等は今後、関係機関と調整予定

(参考) 災害時のドローン活用の例

- ① 住民の避難誘導
- ② 被害状況の把握
- ③ 支援物資の輸送など

3. 今後検討が必要な取組

令和6年6月に国が公表した「令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート」において、孤立集落への物資輸送にドローンの活用が効果的であった旨の報告があることから、国における検討を注視しながら、今後、災害時における支援物資の輸送へのドローン活用やドローンの運航体制など、本県における取組を検討

(参考) 令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート（抜粋）

能登半島地震を踏まえた教訓

孤立集落への輸送や悪路による渋滞を避けるため、ヘリによる輸送も行われたが、一度の搬送量が少なく、天候にも左右された。この課題に対し、孤立集落への物資輸送にドローンが試験的に活用され、徒歩で往復約1時間かかる危険な道を移動する必要がなくなるとともに、安全かつ短時間で物資を輸送した事例が見られた。

今後の取組（国）

スムーズな民間委託を図るため、未だ災害連携協定の締結を行っていない市町村に対し、自治体の役割となっている物資拠点での物資の受入、搬送計画の策定、搬送等の業務の委託に関する物流事業者との災害連携協定の締結を促す。また、必要に応じて市町村へ都道府県、国が手続的なサポートをしつつ、初動期には物流事業者が被災している状況も想定し、災害連携協定の締結の有無に関わらず物流事業者とのオペレーション契約を促すなど、災害時における都道府県、市町村の輸送関連業務の役割分担や国によるサポートの明確化、ドローンの活用等について検討する。

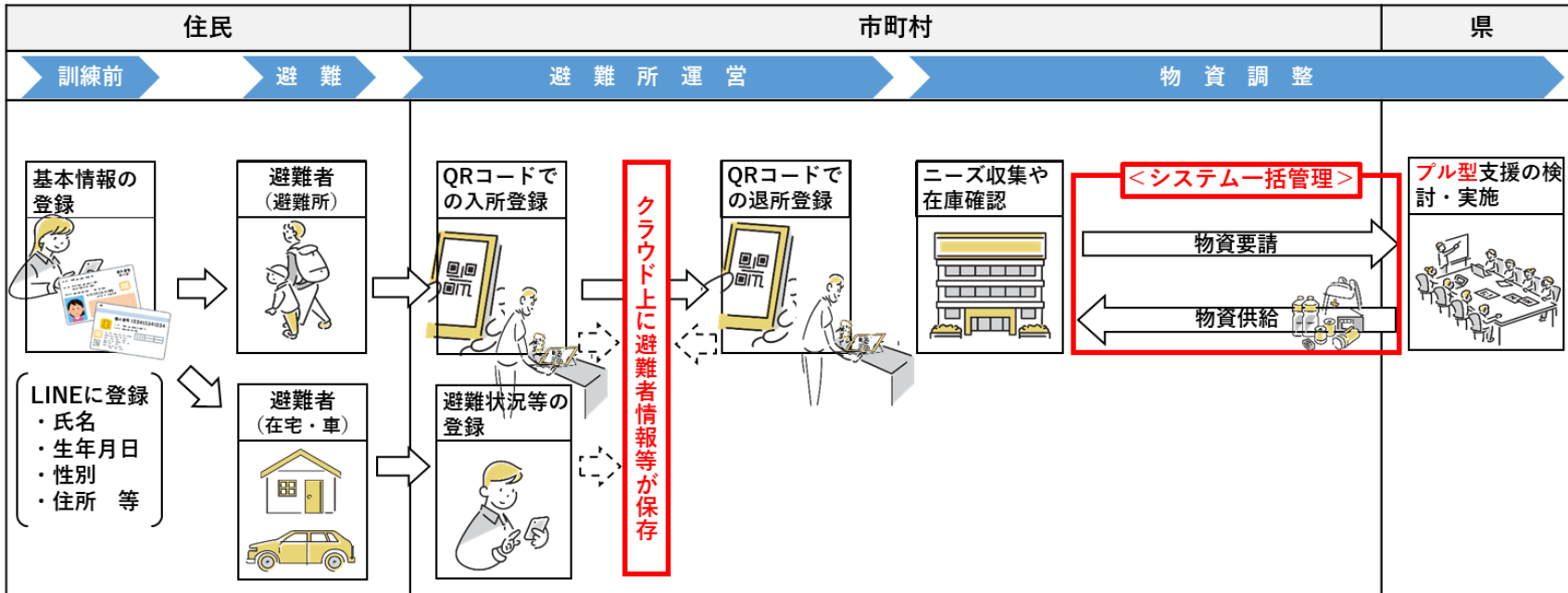
<内閣府・国土交通省>

1.概要

実施市町村	久慈市	遠野市	備考
時期	R6.9.18（水） ※久慈市及び同市内の自主防災組織等と連携して実施	R6.11.10（日） ※遠野市と連携し、県防災訓練で実施	
内容	①マイナンバーカードやLINE等を活用した避難所受付の効率化 ②LINEを活用した在宅避難者・車避難者の把握 ③B-order（プライムバリュー株（仙台市）が開発）を活用したプル型の物資調整	①同じ ②同じ ③物資調達・輸送調整等支援システム（内閣府が開発）を活用したプル型の物資調整	①、②は株式会社BotExpress（東京都）が開発したシステムを活用

システム上で物資要請や供給状況等の管理が可能なシステム（内閣府システムは国⇔県⇔市町村の調整が可能、B-orderは民間企業⇔県⇔市町村の調整が可能である点等が異なる）。

2.実施イメージ



県民の防災意識の向上（東北学院大学と連携した取組）

1.概要

- ・復興防災DX研究会の取組の一環として、復興防災DX研究会の副座長である東北学院大学の高橋先生（及びゼミ生）と連携し、デジタル技術を活用した県民の防災意識の向上等（各学生が興味を持つテーマを想定）に係る効果的な取組について、調査研究を行う。
- ・また、研修会（後述）の機会を活用し、研究成果を県内市町村と共有する。

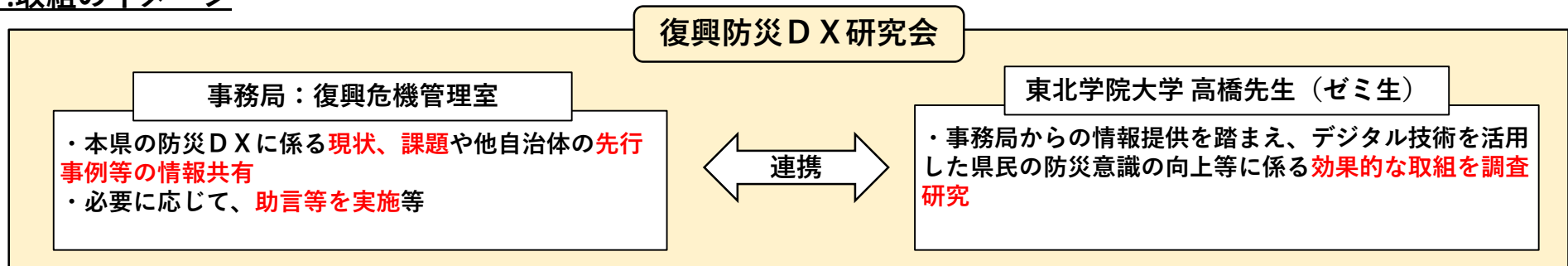
2.本県における県民の防災意識の現状

- ・普段から災害に備えている人の割合が47.5%にとどまっていること
【第2期政策推進プラン＜具体的推進方策指標＞：普段から災害に備えている人（※）の割合】

	R5	R6	R7	R8
目標値	52.2	54.5	56.8	59.1
実績値	47.5	-	-	-

- ※ 県民意識調査において、①家族分の食料や水、懐中電灯などの非常持出品を常に確保しているや、②家具などの転倒防止措置を行っている、③家族で、自分の住む地域の避難所・避難路や危険箇所などを実際に歩いて確認しているなどの調査項目に対し、「している」回答した方の割合。

3.取組のイメージ



調査研究成果を研修会で県内市町村と共有する

1. 研修会の開催

市町村職員の防災分野のDXに関する知識向上等を支援するため、下記内容に関する研修会を実施。

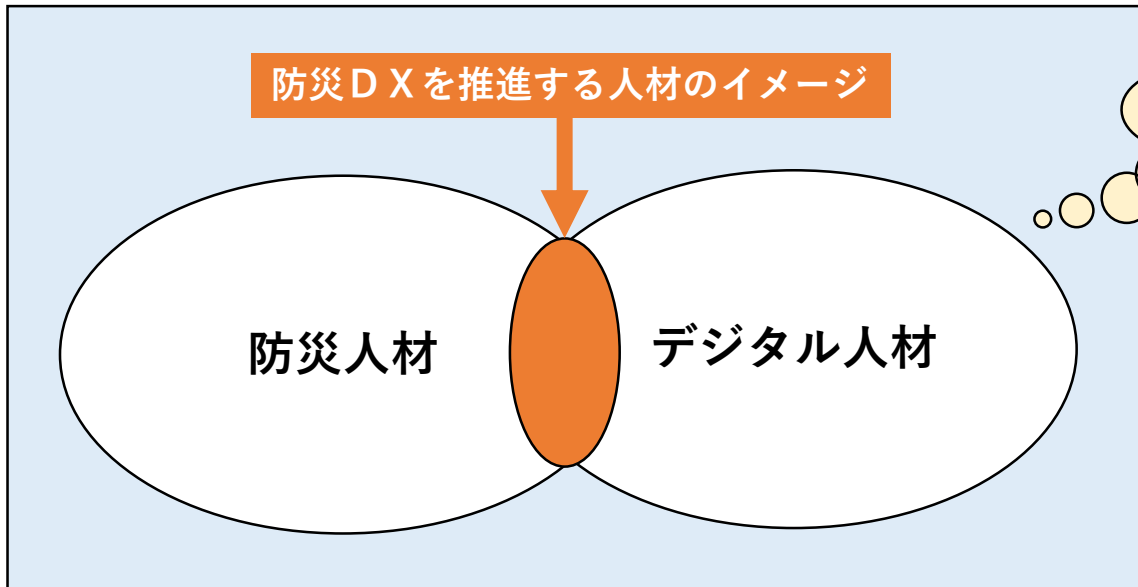
開催時期	令和7年1月末から2月上旬を予定（1回/年）
内 容	①防災DXに関する基調講演 ②県内外の先行事例 ③県実証実験の成果報告 ④東北学院大学と連携した取組の成果報告

2. 今後検討が必要な事項

防災DXを推進していく上で必要となる**人材育成の方向性等を議論**していく必要があること。

【考えられる論点】

- ①防災DXのあり方を考え、必要な取組を指導する人材の必要性や、どのように確保するのか
- ②現場レベルでは、高度な知識がなくても、操作可能なシステム等を構築することを前提とした場合に、どのような人材を育成する必要があるのか
- ③防災DX人材を役所の内部で確保する必要があるのか、外部人材の活用とのバランスをどう考えるか
- ④県内において、連携可能な外部団体の状況がどうなっているか把握する必要があるのではないか（ドローン活用など）



論点①
 こういった人材か？
 防災士×IT関係資格？

論点③・④
 内部人材として確保するのか、
 外部との連携により確保するのか

参考) 県内の防災人材及びデジタル人材の状況

防災士：3,818人（R6.5現在）

ITパスポート：509人（R5岩手県在住者の合格者）

※IPAから確認。累計の合格者数は未公表。

1 目的

市町村、社会福祉協議会、NPO法人が平時から復旧・復興期までの間に取り扱っている**災害関連データの見える化等**を行い、**災害時におけるデータ共有の課題等に係る洗い出し**を行う。

2 調査対象

- 市 町 村⇒岩泉町（H28台風第10号災害）、一戸町（R4豪雨災害）
- 社会福祉協議会⇒岩泉町社会福祉協議会
- N P O 法 人⇒NPO法人クチェカ

3 調査手法

ヒアリング調査

4 調査時期

令和6年5月から6月

5 調査内容

以下の3つに関連するデータ（※）の保有状況や公開状況等に関する調査を実施

市町村、社会福祉協議会、NPO法人

要配慮者データ



避難者データ



被災者データ



【主な調査内容】

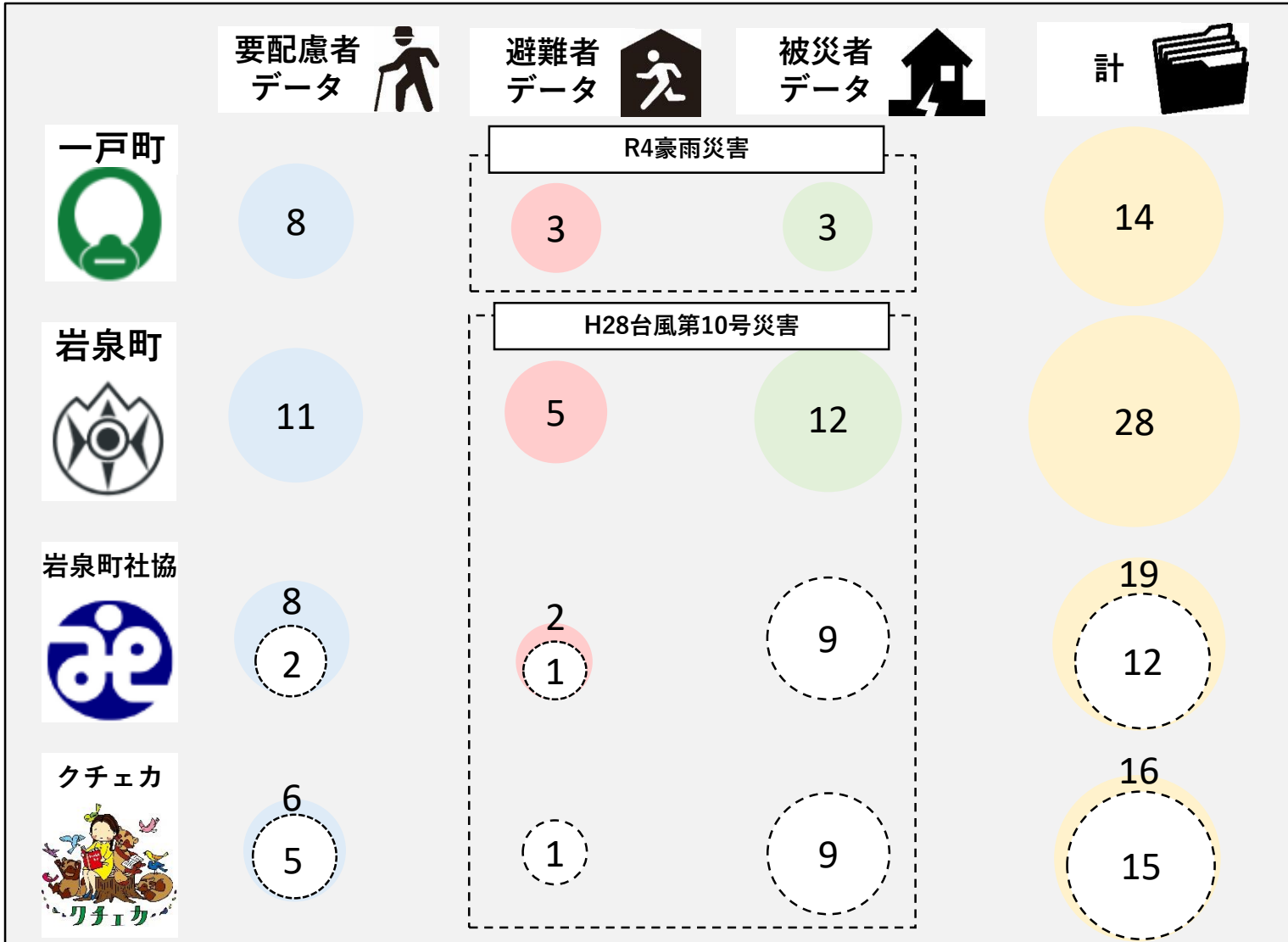
- ①データの保有状況（名称、項目、局面別）
- ②データの管理部署
- ③データ形式、個人情報、位置情報の有無
- ④データの公開状況 等

※この資料で用いるデータは、「データ」≒「帳票」である。災害対応データ全てとすると幅が広いので、「個人情報」、「位置情報」に関連するデータ（平時：要配慮者データ、切迫時・応急対応期：避難者データ、復旧・復興期：被災者データ）に限定し、調査を実施。

災害対応データの棚卸調査【結果】

6-1 調査結果 (データ保有状況)

- ・災害の規模により保有データ数が大きく異なること。
- ・町社協及びクチェカが保有しているデータの多くは、町からの委託等により、データ提供等を受けているものであり、独自に作成・保有するデータは限定的。








R4豪雨災害
 一戸町の被害
 人的被害：死者1名
 住家被害：36棟

H28台風第10号災害
 岩泉町の被害
 人的被害：死者25名
 住家被害：807世帯

※白抜き点線内数字は、町からの委託等により、町からデータ提供等を受けたデータ数を示していること

6-1 調査結果（具体的データの保有状況）

	要配慮者データ 	避難者データ 	被災者データ 
 <p>岩泉町</p>	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者名簿 個別避難計画 住民基本台帳 要介護認定者台帳 身体障害者手帳交付台帳 民生委員・児童委員名簿 精神障害者手帳交付台帳 消防団組織編成表 療育手帳交付台帳 自主防災組織名簿 ハザードマップ 	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所一覧 指定緊急避難場所一覧 避難者名簿（町） 避難者名簿（自治会） 自治会名簿 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者台帳 賃貸型応急仮設住宅入居者名簿 水害による健康被害調査票 災害公営住宅入居者名簿 在宅生活者調査票 被災者生活再建支援金支給名簿 生活支援シート 岩泉町被災者生活再建支援金 住宅の応急修理者名簿 義援金支給者名簿 建設型応急仮設住宅入居者名簿 町税の減免対象者
 <p>岩泉町社協</p>	<ul style="list-style-type: none"> 災害時配慮者一覧 利用者一覧（介護） 利用者一覧（障がい） 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所避難者名簿 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者台帳 賃貸型応急仮設住宅入居者名簿 水害による健康被害調査票 災害公営住宅入居者名簿 在宅生活者調査票 東日本大震災被災者名簿 生活支援シート 岩泉よりそい隊相談対応一覧 建設型応急仮設住宅入居者名簿 ※社協・クチェカ共通
 <p>クチェカ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等名簿 個別避難計画 身体障害者手帳情報 精神障害者手帳情報 利用者一覧 	<ul style="list-style-type: none"> 避難者名簿（町・自治会） 療育手帳情報 ※社協・クチェカ共通 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者台帳 賃貸型応急仮設住宅入居者名簿 水害による健康被害調査票 災害公営住宅入居者名簿 在宅生活者調査票 東日本大震災被災者名簿 生活支援シート 岩泉よりそい隊相談対応一覧 建設型応急仮設住宅入居者名簿 ※社協・クチェカ共通

災害発生後に社協・NPO法人と連携し、独自の調査票を作成し、効果的な災害ケースマネジメント（被災者一人ひとりの被災状況の課題等を把握し、関係機関と連携した継続支援を行い、被災者の自立・生活再建を図る取組のこと）を実施

※点線データについては、町からデータ提供等を受けたデータを示していること

災害対応データの棚卸調査【結果】

6-2 調査結果（データ管理形式）

- 28のデータのうち、16のデータは4つのシステムで分散管理されているほか、12のデータは紙・Excel等で管理されているなど、様々なデータ管理形式がある。
- 住民基本台帳を他システムと連携させ、他システム内での容易な住民情報の抽出を実現。

岩泉町

避難行動要支援者名簿・個別避難計画の作成に当たっては、様々なデータを活用。システム閲覧やExcelデータの抽出により、データを活用。

住民情報統合システムINSAIDEで管理している住民基本台帳を、他システムと連携させることにより、他システム内での容易な住民情報の抽出を実現。

住民情報統合システムINSAIDE



避難行動要支援者名簿

住民基本台帳

個別避難計画

災害公営住宅入居者名簿

町税の減免対象者

障害者福祉管理システム



身体障害者手帳交付台帳

精神障害者手帳交付台帳

療育手帳交付台帳

ADWORLD



要介護認定者台帳

住民情報統合システムINSAIDEで管理している住民基本台帳を、他システムと連携させることにより、他システム内での容易な住民情報の抽出を実現。

被災者台帳システム



被災者台帳

住宅の応急修理者名簿

建設型応急仮設住宅入居者名簿

賃貸型応急仮設住宅入居者名簿

被災者生活再建支援金支給名簿

岩泉町被災者生活再建支援金

義援金支給者名簿

紙・Excel等



民生委員・児童委員名簿

消防団組織編成表

自主防災組織名簿

ハザードマップ

指定避難所一覧

指定緊急避難場所一覧

自治会名簿

避難者名簿（町）

避難者名簿（自治会）

生活支援シート

水害による健康被害調査票

在宅生活者調査票

災害対応データの棚卸調査【結果】

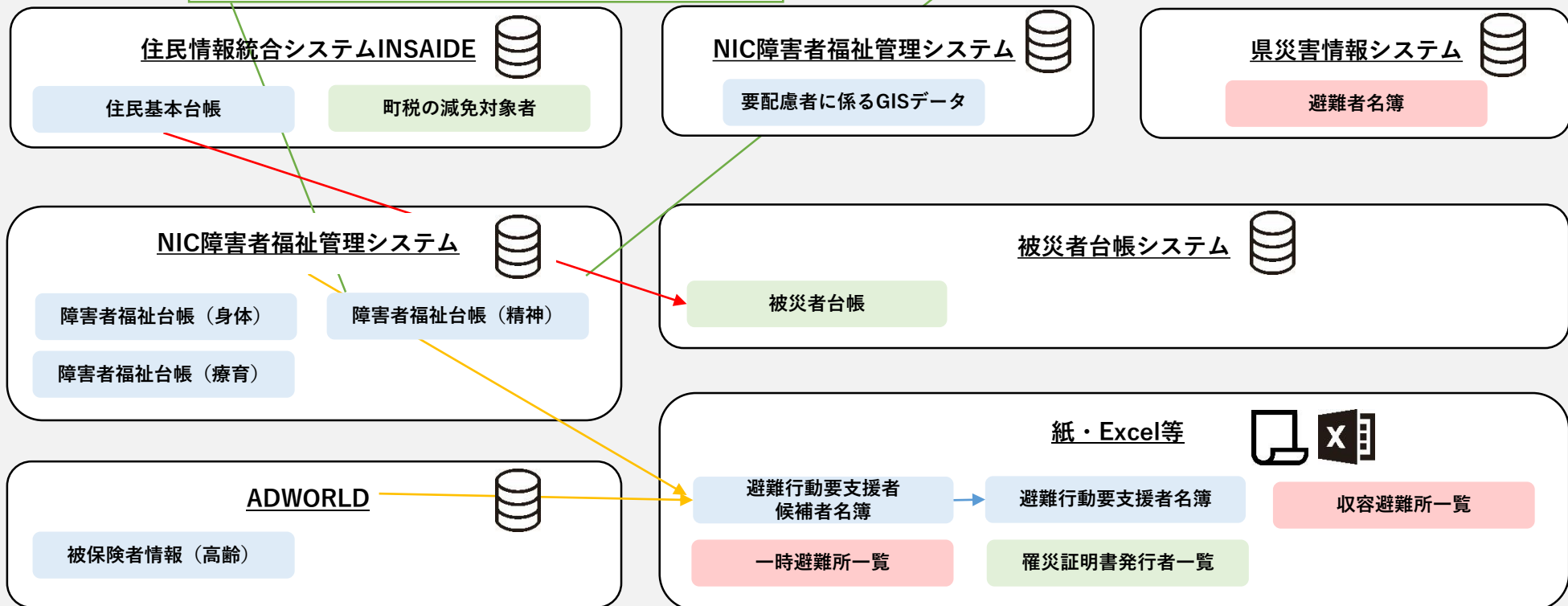
6-2 調査結果（データ管理形式）

- 14のデータのうち、9のデータは5つのシステムで分散管理されているほか、5のデータは紙・Excel等で管理されているなど、様々なデータ管理形式がある。

一戸町

避難行動要支援者名簿の作成に当たっては、様々なデータを活用し、避難行動要支援者候補者名簿を作成したうえで対応

住民情報統合システムINSAIDEで管理している住民基本台帳を被災者台帳システムと連携



災害対応データの棚卸調査【結果】

6-2 調査結果（データ管理形式）

- ・ 岩泉町社協では、19のデータのうち、1のデータはシステムで管理、18のデータは紙・Excel等で管理
- ・ クチェカでは、全てのデータを紙・Excel等で管理

岩泉町社協

ほのぼの



利用者一覧（介護）

紙・Excel等



要支援者名簿

個別避難計画

災害時配慮者一覧

利用者一覧（障がい）

身体障害者手帳情報

精神障害者手帳情報

療育手帳情報

避難者名簿
（町・自治会）

福祉避難所避難者名簿

被災者台帳

災害公営住宅入居者名簿

建設型応急仮設住宅入居者名簿

賃貸型応急仮設住宅入居者名簿

水害による健康被害調査票

在宅生活者調査票

生活支援シート

東日本大震災被災者名簿

岩泉よりそい隊
相談対応一覧表

クチェカ

紙・Excel等



要支援者名簿

個別避難計画

身体障害者手帳交付台帳

精神障害者手帳交付台帳

療育手帳交付台帳

利用者一覧

被災者台帳

避難者名簿
（町・自治会）

災害公営住宅入居者名簿

建設型応急仮設住宅入居者名簿

賃貸型応急仮設住宅入居者名簿

水害による健康被害調査票

在宅生活者調査票

生活支援シート

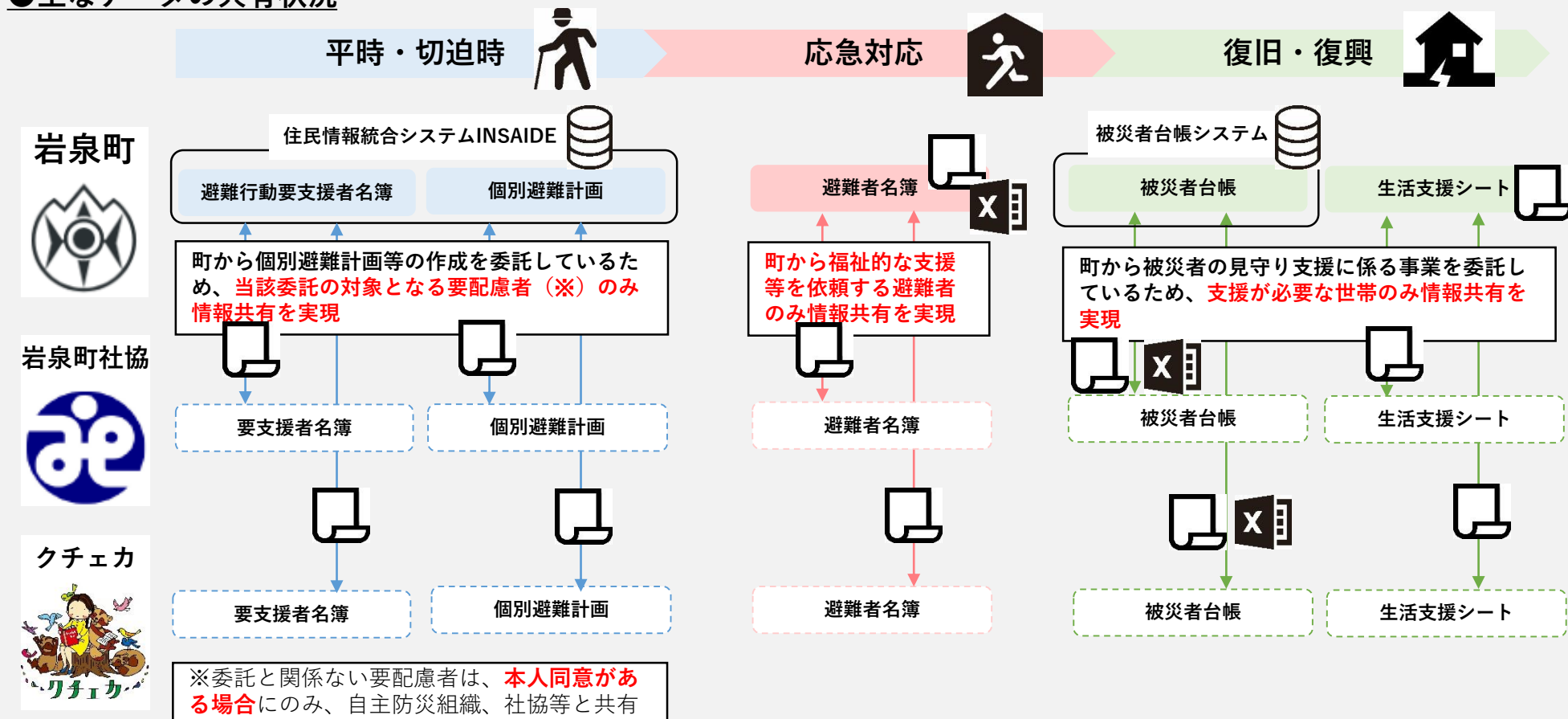
東日本大震災被災者名簿

岩泉よりそい隊
相談対応一覧表

6-3 調査結果（データ共有状況）

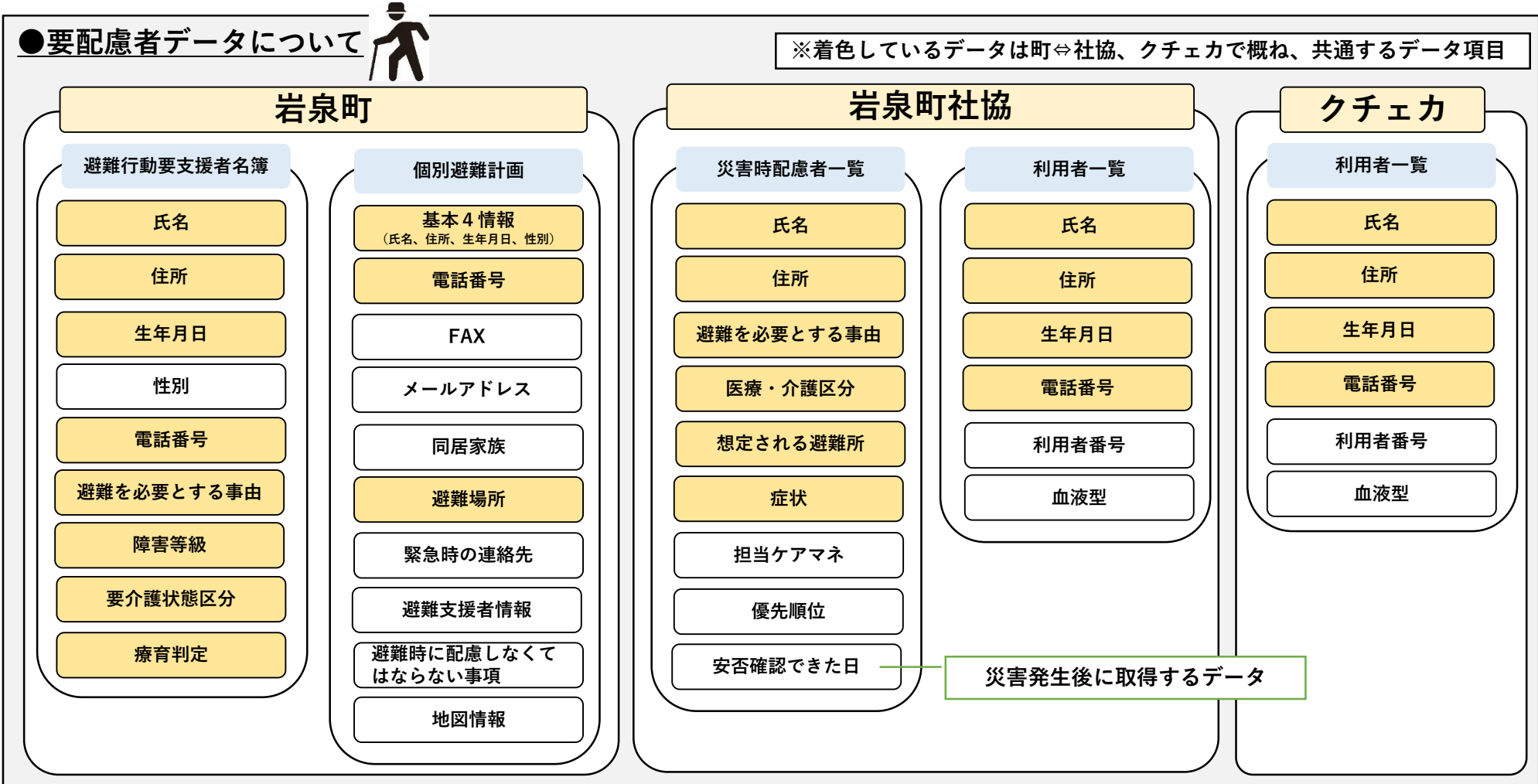
- 個人情報の共有について、委託事業等により、一定の共有は行えている一方、個人情報保護の観点から、支援が必要な世帯のみとするなど、対象者は限定的であること。
- また、町では、マスターデータをシステムで管理しているが、基本的には紙・Excelベースでの共有であること。

●主なデータの共有状況



6-4 調査結果（データ項目比較）

各主体が独自に作成管理するデータ項目を比較すると、概ね、氏名や住所、生年月日、避難を必要とする事由等共通する項目となったが、「性別」、「FAX」など、独自に把握しているデータ項目もある。



6-4 調査結果（データ項目比較）

各主体が独自に作成管理するデータ項目を比較すると、概ね、氏名や住所、配慮事項等、共通する項目となったが、「年齢」、「家屋の被害状況」など、独自に把握しているデータ項目もある。

●避難者データについて



※着色しているデータは町⇔社協、クチェカで概ね、共通するデータ項目

岩泉町

避難者名簿

避難者氏名

退所先

住所

安否情報提供可否

年齢

職業

世帯主名

配慮区分

家屋の被害状況

ライフライン状況

入所日

退所日

岩泉町社協

福祉避難所避難者名簿

氏名

住所

介護度

一次避難場所・居所

日付

クチェカ

独自データなし

6-4 調査結果（データ項目比較）

被災者データは関係者間での共有が十分に行われていたため、3つのデータに共通する項目を整理すると、概ね共通するデータ項目は「氏名」、「住所」のみという結果となり、発災直後か、発災から相当時間経過後かで、調査項目が大きく異なること。

●被災者データについて



※着色しているデータは概ね、共通するデータ項目

岩泉町・社協・クチェカ

被災者台帳

氏名	本人同意の有無及び提供先
住居又は居所	提供日時
生年月日	
性別	
被害状況	
援護の実施状況	
要配慮者事由	
電話番号	
世帯構成	
罹災証明書交付状況	

在宅生活者調査票

調査月日
世帯主氏名
家族人数
住所
電話番号
現在生活している場所
今後の生活の見通し
暖房、布団、毛布、食事、入浴、トイレなど困っていること

災害発生直後の調査票

生活支援シート

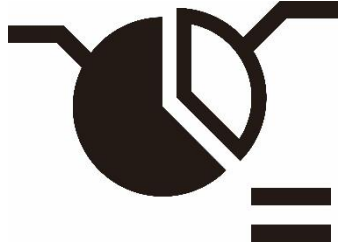
地区	罹災証明書住所
行政区	連絡先
担当	再建方法
被害状況	再建完了
罹災証明書番号	仮設退去状況
世帯番号	家族構成
避難区分	各種支援状況 経済状況
初回面接日	生活環境調査
世帯主	
職業	

災害発生後、相当時間経過後の調査票

7 まとめ（現状）

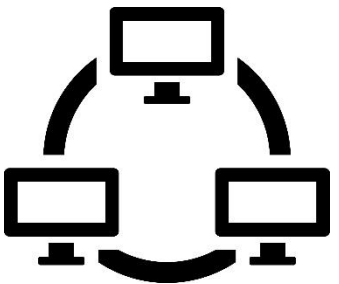
調査結果から見てきた現状は以下のとおりであり、今後、資料NO.6で整理した論点について、議論を深掘していく必要があるのではないか。

データ全般の現状



- 各主体ごとに管理している**データ**や**データ項目**に**差異**がある状況
- 各主体ごとにデータを**取得・更新**している状況
- 災害の規模により、特に**被災者のデータ数**が大きく異なる
 - 被災者データ数は一戸町（R4豪雨災害）：3、岩泉町（H28台風第10号災害）：12
 - 岩泉町では、被災者データの収集に当たり、社協・NPOと連携し、独自の調査票を作成するなど、**効果的な災害ケースマネジメントを実施**（全県的な取組にはなっていない）
- データ管理形式について、**市町村ごとに差異**があるほか、システムや紙、Excelなど**様々な形式で管理**している状況

データ共有の現状



- 市町村ごとに個人情報等の**データ公開状況**や**共有状況**等に**差異**がある
- 個人情報等を含むデータについては、基本的に**平時は本人同意がある場合のみ**、**災害時は支援が必要な世帯のみ**（委託事業の場合は本人同意なく、共有している場合もある）とし、**社協やNPO法人への共有に限るなど、限定的な公開**を行っている（行っていた）が、**明確なルール化はされていない状況**
- 市町村では被災者等に関するデータを被災者台帳システム等の**システムで管理**しているが、社協・NPO法人に対しては、**紙・Excelベースで共有**している状況

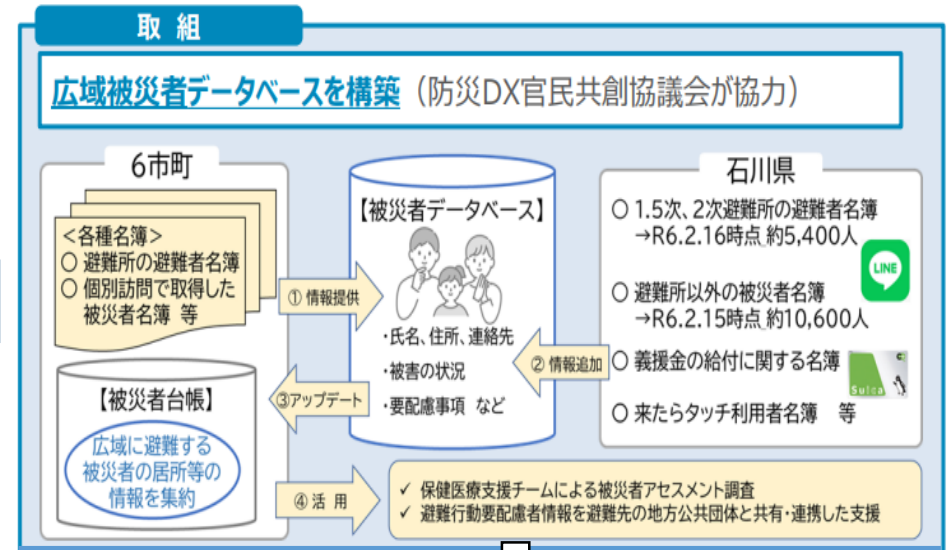
能登半島地震における対応

- 多くの広域被災者（市町村域を越えて避難する住民）が発生し、被災市町単独では、被災者の情報把握が困難
- 各主体（被災市町、石川県、民間支援団体等）が各々で取得した被災者の情報共有が困難



被災市町や民間支援団体等と被災者のデータ共有を図るため、石川県が暫定的な「広域被災者データベース」を構築（右図参照）

※ 石川県では、本県と同様に「被災者台帳システム」を導入していたが、本システムはLGWAN回線を使用しているため、民間支援団体等が使用できなかったため、上記データベースを構築した経緯あり



各主体が把握する被災者情報が一元的に集約されることで、各主体が支援を行う場合に必要となる支援対象者リストを被災者データベースから手間なく取得ができるため、効率的に重複・漏れのない適切な被災者支援が実施できる

R6 研究会の調査研究方針

能登半島地震における取組を踏まえ、本県においてもデータを活用した効率的な災害対応を実現するため、県、市町村、社会福祉協議会、NPO法人とのデータ共有のあり方を今年度、議論したい。

第3回研究会の議題

今年度、データ共有のあり方を議論する上で、市町村等がこういったデータを保有・活用しているか等を把握するために行った災害対応データの棚卸結果等を踏まえ、研究会における今後の論点を明らかとしたい。

目指す方向性

県、市町村、社会福祉協議会、NPO法人が取得したデータが一元的に管理されるとともに、関係機関と連携したデータ活用による効果的な災害ケースマネジメントの実施体制を構築

→ 被災者一人ひとりのニーズに合わせて、必要な支援を必要な時に提供できる体制を実現

DX研究会で考えられる論点（システム関係）

01

各主体ごとに管理しているデータやデータ項目に差異がある状況
⇒ 一元的なデータ管理をする上で、**標準的なデータセットの検討**
※各主体ごとに異なるデータ項目の共通化等

02

市町村ごとに個人情報等のデータに係る公開状況や共有状況等が異なっている状況
⇒ 各主体が参照するデータについて、どの情報を誰とどこまで共有すべきかなど、**データ共有範囲に関する検討**
※個人情報保護の観点も踏まえながら検討する必要

03

一元管理するシステムを誰が整備するのか、都道府県単位で必要なのかなど、**データベースの整備に関する検討**

+ α

データに関する議論にあわせて、当該データを活用する体制の検討が別途、必要
⇒ **災害ケースマネジメントの実施体制の構築に向けた検討**
※本研究会とは別に設置予定の「岩手県災害ケースマネジメント連携推進会議」（仮称）において検討

今後の被災者データベースの構築に関する主な論点

切迫時
避難行動

発災

応急時
避難生活

復旧・復興時
生活の再建

個別避難計画

避難者名簿
(避難所)

被災者台帳

被災者台帳は、市町村が個別に整備するのが一般的だが、岩手県では県・市町村が共同でシステムを整備済み

論点①

データベースに登録する標準的なデータ項目はどのようにすべきか？

- ・氏名
- ・住所／居所
- ・生年月日
- ・被災状況
- ・性別
- ・支援ニーズ など

データを一元化することで重複入力を排除

被災者データベース

論点③

各都道府県での重複投資をなくすためには、どのようにすべきか？

論点②

個人情報保護の観点から各主体の参照権限はどのように設定すべきか？

被災者情報の見える化による効率的な支援

県

- ・県税の減免 など

市町村

- ・罹災証明書の発行
- ・支援金の給付 など

NPO・社協等

- ・支援物資の提供
- ・アウトリーチ（訪問） など

→ 被災者一人ひとりのニーズに合わせて、必要な支援を必要な時に提供できる体制を実現

今後の対応・スケジュール

1.今後の対応

本資料でお示しした復興防災DX研究会における論点について、今後、被災者データベース部会で具体的な検討を進め、次回の研究会で報告する。

復興防災DX研究会

被災者データベース部会

1.目的

標準的なデータセットのあり方や、データ共有範囲の考え方に係る論点を具体的に検討し、研究会に報告することを目的とする。

2.進め方

市町村、NPO法人、社会福祉協議会、県を構成メンバーとして随時、打合せを実施していく。

2.スケジュール

復興防災DX研究会での議論を石川県と共有

部会の議論を復興防災DX研究会へ報告

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
復興防災DX研究会	→				→		
被災者データベース部会		→ 随時活動					
【石川県】 広域被災者データベース・システム 構築検討ワーキンググループ		→				→	
避難所運営デジタル化実証実験			→	→	→		

【参考】 現行制度において被災者情報の提供が可能な範囲

現行の個人情報保護法や災害対策基本法を踏まえると、被災者情報の提供が可能な範囲は以下のとおり整理できるのではないか。

	個別避難計画	避難者名簿	被災者台帳
市町村	○	○	○
県	○	○	△ ※本人同意があれば○
NPO、社協等	○	× ※本人同意があれば○	× ※本人同意があれば○

○個人情報の保護に関する法律（抄）
（利用及び提供の制限）

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二～四 略

3・4 略

県政記者クラブ 各位

能登半島地震を踏まえた被災者データベースに関する石川県との連携について

令和6年能登半島地震を踏まえ、石川県では「広域被災者データベース・システム」の構築に向けた検討ワーキンググループを設置することとしており、本県も東日本大震災津波などの経験を踏まえて、このワーキンググループに参画することとしましたので、お知らせします。

1 石川県における広域被災者データベース・システム等について

別添の石川県プレスリリース資料を参照

※広域被災者データベース・システム

市町村の区域を跨ぐ広域災害において、発災直後から市町村の区域を越えて被災者情報を共有できるようにするため、石川県が開発を行うもの。その構築に当たっては、関係機関による検討ワーキンググループが編成され、全国展開モデルとして必要な機能等について検討される予定。

2 検討ワーキンググループ

被災した石川県内市町、内閣府防災、デジタル庁、応援職員を派遣した都道府県（岩手県、宮城県、東京都、神奈川県、徳島県）、防災・被災者支援等に専門的の知見を持つ団体、弁護士等の有識者で構成

3 今後の検討スケジュール

令和6年8月頃 第1回ワーキンググループ開催（年度内に4回程度開催を想定）
令和7年2月頃 検討結果とりまとめ
令和7年3月末 システム実装

4 本県の防災DXに関する取組について

(1) 被災者台帳システムの整備

東日本大震災津波の経験を踏まえ、被災者の支援状況等を管理する「被災者台帳システム」を全国に先駆けて、平成27年度に県と市町村が共同で導入。

(2) 復興防災DX研究会の開催

今年度は、能登半島地震の課題を踏まえ、民間支援団体等との災害時のデータ共有のあり方について、調査研究を実施する予定

【復興防災DX研究会の概要】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組	復興防災DX研究会における調査研究	――→	――→
	――	実証実験等の具体的取組を実施	――→
内容	・本県の現状や課題、先進事例等を分析（市町村へのアンケート調査等を実施） ・研究の方向性を決定	・災害対応データの保有、活用状況等を調査 ・災害時における市町村、社会福祉協議会、NPO法人のデータ共有のあり方を議論 ・ <u>防災DXに関する実証実験（※）を実施し、災害対応へのデジタル技術活用成果、課題等を整理</u>	・令和6年度の議論を踏まえて、具体的な検討テーマを選定 ・令和6年度の研究内容を踏まえ、実証実験等の具体的な取組を実施

⇒東日本大震災津波における経験や令和6年度に予定している復興防災DX研究会の調査研究結果等を石川県と共有し、広域被災者データベース・システムの構築支援につなげる

※（参考）令和6年度に本県が予定している防災DXに関する実証実験

①避難所運営デジタル化実証実験（実施予定：久慈市（9月）、遠野市（11月））

デジタル技術を活用した避難所受付の効率化や支援物資の迅速な供給に関する実証実験

②災害時ドローン導入促進実証実験（実施時期等調整中）

ドローンを活用した避難誘導や捜索活動などに関する実証実験

【担当】 復興危機管理室 総括危機管理監 田澤 内線 6920

令和6年7月3日

総務部県庁デジタル推進課 福居

内線：3640

外線：076-225-1243

令和5年度補正予算 デジタル田園都市国家構想交付金
デジタル実装タイプ（TYPES）事業の採択について

この度、国の「デジタル行財政改革」の基本的考え方にに基づき、募集されたデジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ（TYPES）事業の防災プロジェクト「広域災害において切れ目のないきめ細やかな被災者支援を展開するためのデジタル技術の活用」に、本県の広域被災者データベース・システム構築事業が7月3日付けで採択されたので、お知らせします。

記

1. 概 要

石川県は、令和6年能登半島地震で、特に被害が甚大な奥能登6市町を支援するため、広域に避難した者を含む被災者の情報を集約する被災者データベースを構築し、被災市町へ集約した情報を提供する他、被災者アセスメント等に活用してきました。

この石川県独自のデータベースは、本年2月から運用しており、被災市町のニーズのほか、応援いただいた様々な支援機関からの要望や課題等に応じて、適宜改修しながら構築してきました。

今般、デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ（TYPES）※で、令和6年能登半島地震のように、市町村の区域を跨ぐ広域災害において、発災直後から市町村の区域を越えて被災者情報を共有できる「広域被災者データベース・システム」の開発等を先導的に行う都道府県の募集が行われ、現データベースを基に全国展開モデルとして再構築する石川県の事業計画が採択されました。

データベース・システムの構築にあたっては、被災した県内市町に加え、内閣府防災やデジタル庁といった国機関や応援職員を派遣いただいた広域自治体（岩手県、宮城県、東京都、神奈川県、徳島県）、防災・被災者支援等に専門的知見を持つ団体、弁護士等の有識者が参画する検討ワーキンググループを立ち上げ、全国展開モデルとして必要な機能等について検討の上、構築することとしています。

2. 事業期間

令和6年7月から令和7年3月末まで

3. 事業費

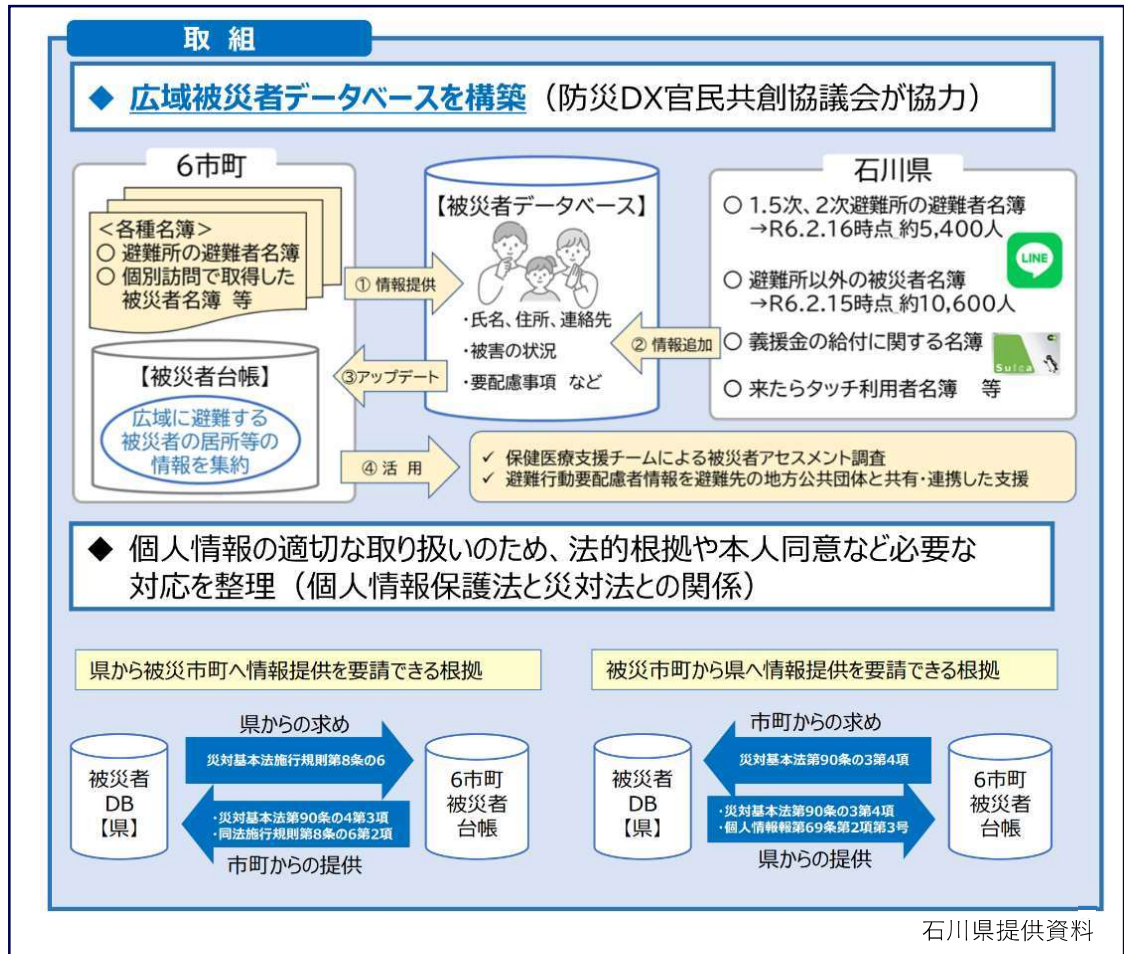
約5億円

※デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ（TYPES） 制度概要

「デジタル行財政改革」の基本的考え方に合致し、将来的に国や地方の統一的・標準的なデジタル基盤や持続可能な行財政基盤につながる見込みのある地方公共団体の先導的な取組について、プロジェクト推進に要する経費を支援。

取組 1 関連：石川県が応急的に構築した被災者データベースの現状について①

■ 石川県が能登半島地震を受けて構築した被災者データベースは、応急的なものであり、全国展開を行う等の上で課題があるため、関係者との十分な協議に基づく要件定義やルール整備が必要。



課題

- 1. 業務フローやデータの標準化に関する課題**
 - 市町が作成する指定避難所の被災者名簿は手書きやExcel等の**独自フォーマット**のため、名寄せが大変
 - 指定避難所以外には市町職員等の運営がおらず、民間のボランティアや被災者自らが運営していたことから、**名簿が作成されていない**
 - 避難所以外にいる被災者を把握する**仕組みがない**
 - 広域避難にあたっては、「避難行動要支援者名簿（災対法第49条の10）」が必要であるが、名簿がデジタルで作成されていないため、**名寄せができない**
- 2. 情報共有の仕組みに関する課題**
 - 被災者に寄り添って支援する者（特に、行政機関以外の者）が、被災者の**情報を共有する仕組みになっていない**。
 - 他の都道府県の市町村に広域避難した者について、当該市町村と**情報を共有する仕組みになっていない**。
- 3. 全国展開に関する課題**
 - 応急的に構築したため、石川県以外の地方自治体が活用することを想定して構築されておらず、**他システムとのデータ連携に課題**。

2024.7.16

岩手県庁 特別会議室(12F)



foodbank
IWATE

復興防災DX研究会

～平成28年台風第10号災害におけるデータ共有の課題～

認定特定非営利活動法人 フードバンク岩手 副理事長/事務局長

3.11から未来の災害復興制度を提案する会 代表

一人ひとりが大事にされる災害復興法をつくる会 世話人

阿部 知幸

【自己紹介】

- 2011年3月11日 東日本大震災発災
- 同年7月 もりおか復興支援センター 開所(盛岡市事業)生活支援相談員として
- (~2015年10月) 盛岡市に避難してきた世帯へ全戸訪問(最大約700世帯)4年間で17500件訪問
- 2012年10月 フードバンク岩手 設立準備開始
- 2013年7月 復興庁へ要望書提出
- 2014年10月 フードバンク岩手 活動開始(2015年1月法人格取得.2022年5月認定NPO法人に認定)
- 2015年11月 全国フードバンク推進協議会発足
- 2016年8月30日 台風10号災害(岩泉町)
- 2017年1月~ 岩泉よりそい・みらいネット相談窓口開設(災害ケースマネジメント)(2018年2月法人格取得)
- 2020年4月 3.11から未来の災害復興制度を提案する会 設立

「認定NPO法人 フードバンク岩手 副理事長/事務局長」

「3.11から未来の災害復興制度を提案する会 代表」

「一般社団法人 全国フードバンク推進協議会 理事」

「一般社団法人 東北フードバンク連携センター 専務理事」

「一般社団法人 さいわい 理事」

「いわてNPO災害支援ネットワーク(INDS) 理事」

「一人ひとりが大事にされる災害復興法をつくる会 世話人」

【被災者とは誰なのか？】

- ◆ 住宅が壊れた「半壊以上・(準半壊)」
- ◆ 家族が亡くなった
- ◆ 会社が被災して再開を諦めた(倒産)
- ◆ 農地が被害にあって使用できなくなった
- ◆ 自営業をしていたがお店が被災した
- ◆ 経営していたアパートが倒壊(流失)した
- ◆ 自宅が全壊したが災害時は転勤で他の地域に住んでいた
- ◆ など...

被災者

被災者ではない？

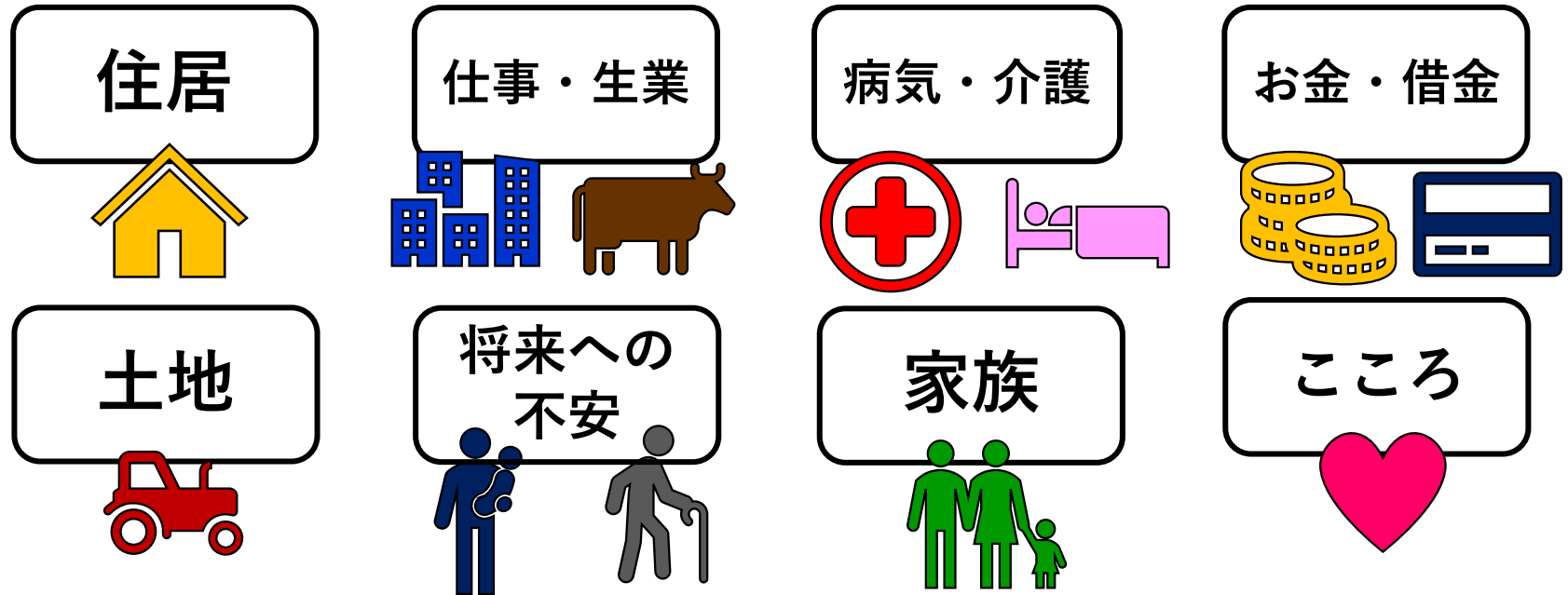
(生活再建するための支援制度がない)

住宅に被害があった人だけが被災者ではないのではないのか？

被災地域では罹災証明証(住居の被害)の有無に関係なく

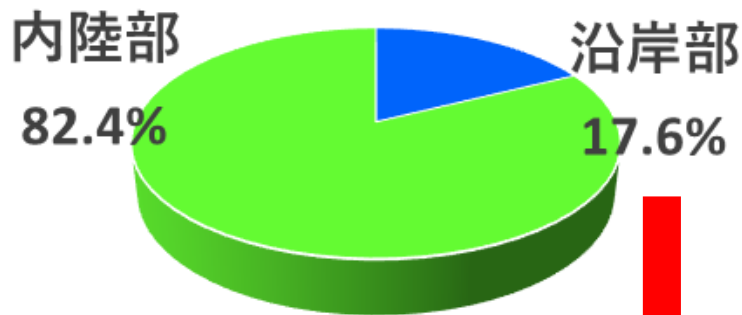
多くの人々が困っている！

【 被災地に暮らす人々の多様な悩みごとや困りごと 】



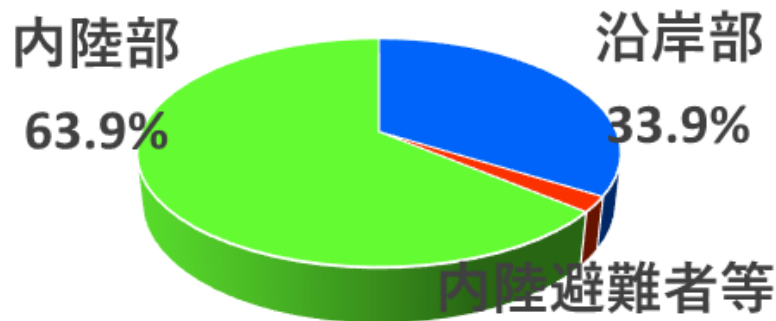
被災者以外でも災害直後から困っている人は多い
人命救助活動 / 避難所開設 / がれき撤去
と同時に災害後すぐに一人ひとりによりそい
ケースマネジメントすることが必要

岩手県の人口 1,254,807人



■ 沿岸部 ■ 内陸部

支援件数は人口比率の2倍



■ 沿岸部 ■ 内陸避難者等 ■ 内陸部

内陸部市町村
人口比率
82.4%
(1,054,438人)

沿岸部市町村
人口比率
17.6%
(225,156人)

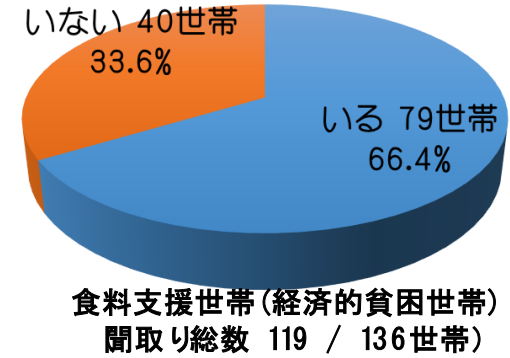
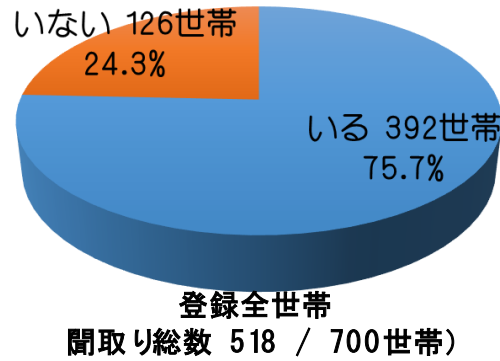
食料品の提供件数 849件

内陸部市町村
食品提供比率
66.1%
(561件)

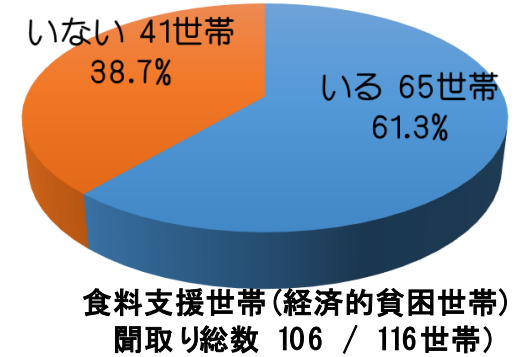
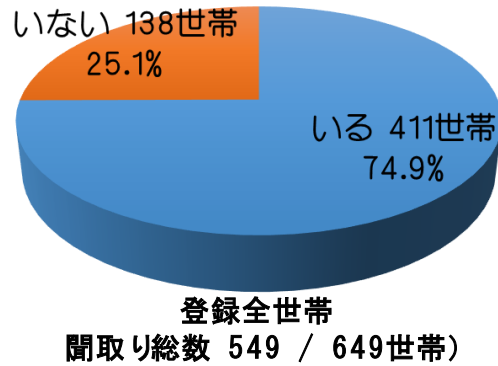
沿岸部市町村
食品提供比率
33.9%
(288件)

【 生活で困った時に頼み事をできる人、「いる?」・「いない?」 】

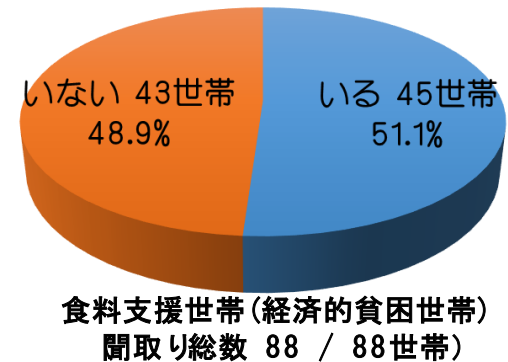
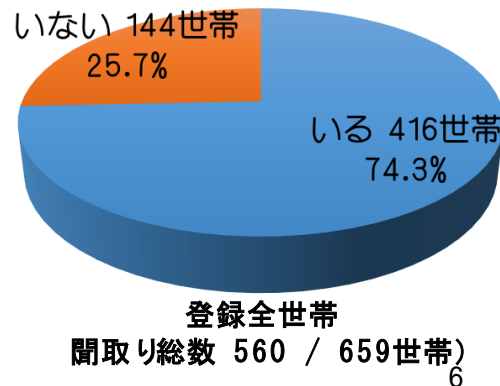
2012年 9月



2013年 9月

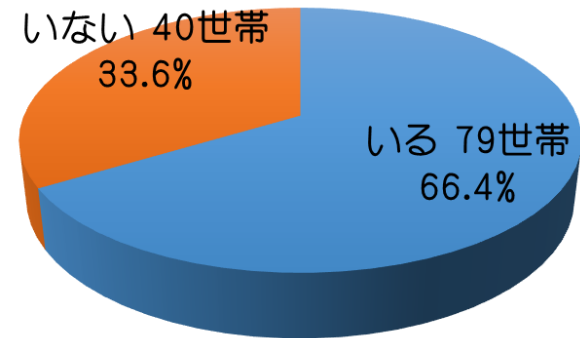


2014年 9月

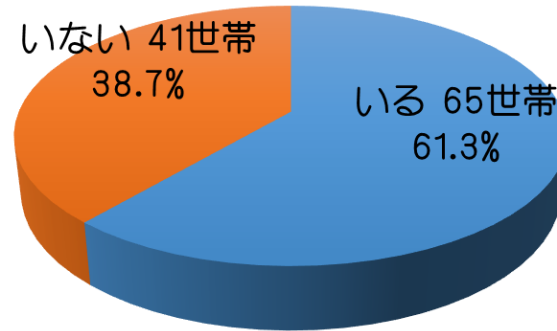


食料支援世帯(経済的困窮世帯)のみで 頼み事をできる人の有無の比較

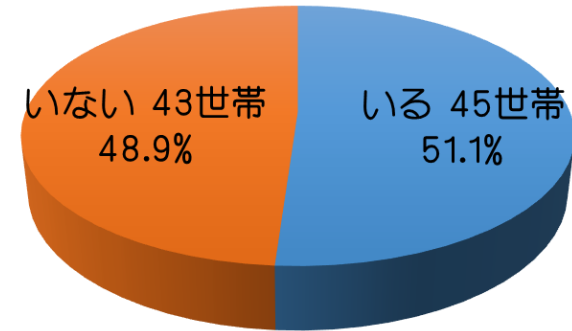
2012年 → 2013年 → 2014年



食料支援世帯(経済的貧困世帯)
聞取り総数 119 / 136世帯)



食料支援世帯(経済的貧困世帯)
聞取り総数 106 / 116世帯)



食料支援世帯(経済的貧困世帯)
聞取り総数 88 / 88世帯)

700世帯のうち150世帯(約2割)が生活困窮状態であった
物資を取りに来ている人のうち経済的困窮世帯は1割(15世帯程度)しか
受取りにくる事ができていなかった。
(困窮世帯の中でも比較的状况が良い世帯であった)

【 岩泉よりそい・みらいネット(ケースマネジメント) 】

直接住宅が被災した罹災証明証の有無に関係ない、被災地に暮らす人々の複雑な悩みごとや困りごと



- ・窓口相談
- ・電話相談
- ・訪問相談
- ・出張相談会

複合課題に対しては、支援計画の検討・立案、協働支援を進め、重層的横断的な支援体制を構築し複雑な相談に対しても

住居の被害の有無に関係なく広義での被災者一人ひとりが大事にされ一人ひとりの実情に合った、誰もが大事にされる支援を行う

【岩泉よりそい・みらいネット】
 岩手弁護士会
 NPO(有資格者/生活相談/見守り/母子/障害者/高齢者/フードバンク)
 岩泉町役場(各担当課)
 岩泉町社会福祉協議会

尊厳を大切に
 する質の高い
 アウトリーチ

【岩泉よりそい・みらいネット設立までの動き】

- ・第一回現地連絡会議2016.9.12(19:30~)
- ・東日本大震災以降被災地で生活困窮者支援を行っていた岩手県内で活動している団体に呼びかけ、盛岡市内のNPO等に参加を呼びかけ(合計約20団体程度)
- ・岩手県社協、岩泉町の隣町の社協に呼びかけ
- ・岩手弁護士会に打診(2016.10)
- ・岩泉町内に相談場所をINDSで確保(2016.11) →役場が提供提案(2016.12)
- ・2017.1.21相談スタート

【活動資金】

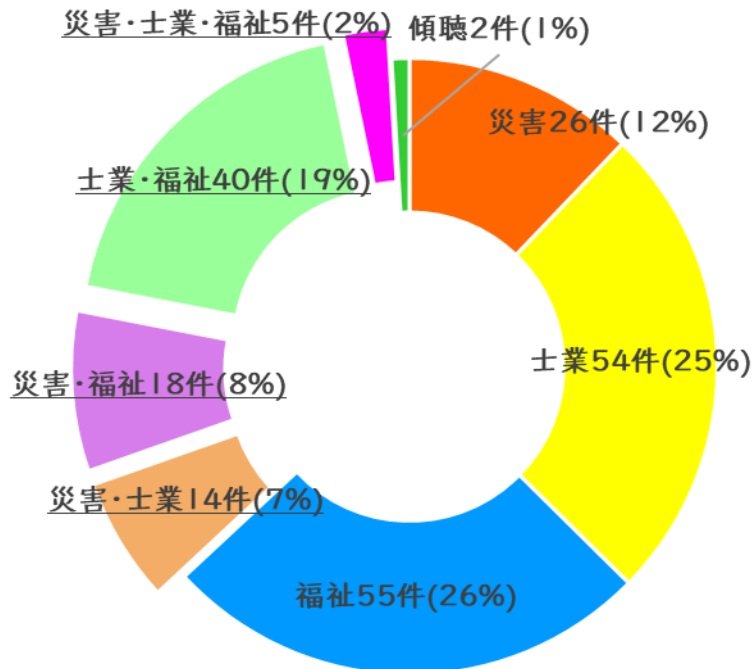
・ボランティア→共同募金(INDS申請)→地元NPO→多機関の協働による包括的支援体制構築事業→重層的支援体制構築事業(支援推進員・アドバイザー)

【参加団体等】

2016年開始時「岩手弁護士会/岩泉町保健福祉課/いわて連携復興センター(中間支援)/SAVE I WASTE(被災者支援)/くらしのサポートーズ(生活困窮者支援)/クチェカ(地元NPO障がい者支援)/燦々会(障がい者支援)/共生地域創造財団(生活困窮者支援)岩泉町社会福祉協議会/フードバンク岩手(生活困窮者支援)/その他NPO等」

【 相談内容・種類 】(3年合計)

	相談内容								年別 合計	相談の数	
	災害	士業	福祉	災害 士業	災害 福祉	士業 福祉	災害 士業 福祉	傾聴		相談事 の数の 合計	1件当り の相談 事平均 数
2017年(1年目)	23	17	15	4	11	12	1	0	83	189	2.3
2018年(2年目)	1	22	18	8	3	11	4	0	67	148	2.2
2019年(3年目)	2	15	22	2	4	17	0	2	64	149	2.3
種類別合計	26	54	55	14	18	40	5	2	214	486	2.3



- ◆災害関係のみの相談は初期だけ
- ◆単独の相談所などではワンストップで解決出来ない事がある(特に被災者支援だけでは難しいことも多い)
- ◆1件あたりの相談内容は2.3種類の悩み事や困りごとがある

2017年の相談件数83件のうち住居の被害あり43件
なし40件

【平成28年台風10号被災者支援の動きとケースマネジメント】

2015.8.30
発災

2016.1.20
岩泉よりそい・みらいネット開所

- ◆9月2日 災害ボランティア受入れ開始
- ◆9月4日 災害ボランティアセンターサテライト開設
- ◆9月19日 孤立解消
- ◆10月1日 災害証明書発行受入れ開始
- ◆10月1日 **被災者生活再建支援金申請受付開始**
- ◆10月31日 災害ボランティアセンターサテライト閉鎖
- ◆11月2日 応急仮設住宅入居開始
- ◆11月27日 災害ボランティアセンター休止
- ◆12月1日 住宅生活支援金受付開始
- ◆12月1日 住宅再建事業受付開始
- ◆12月1日 義援金支給申請受付開始
- ◆12月22日 町義援金配分
- ◆12月26日 避難所閉鎖
- ◆2月3日 生活支援相談員活動開始
- ◆2月22日 赤十字義援金配分
- ◆4月1日 生活再建支援室創設(町役場)
- ◆6月9日 引越費用給付受付開始
利子補給補助受付開始
- ◆8月28日 災害弔慰金等支給審査会開催
- ◆7月14日 岩泉よりそい・みらいネット多機関の協働による包括的支援体制構築事業「わがごと・まるごと」のモデル事業として資金調達し活動継続

ケースマネジメント開始までの空白をいかに早く埋めるか!?

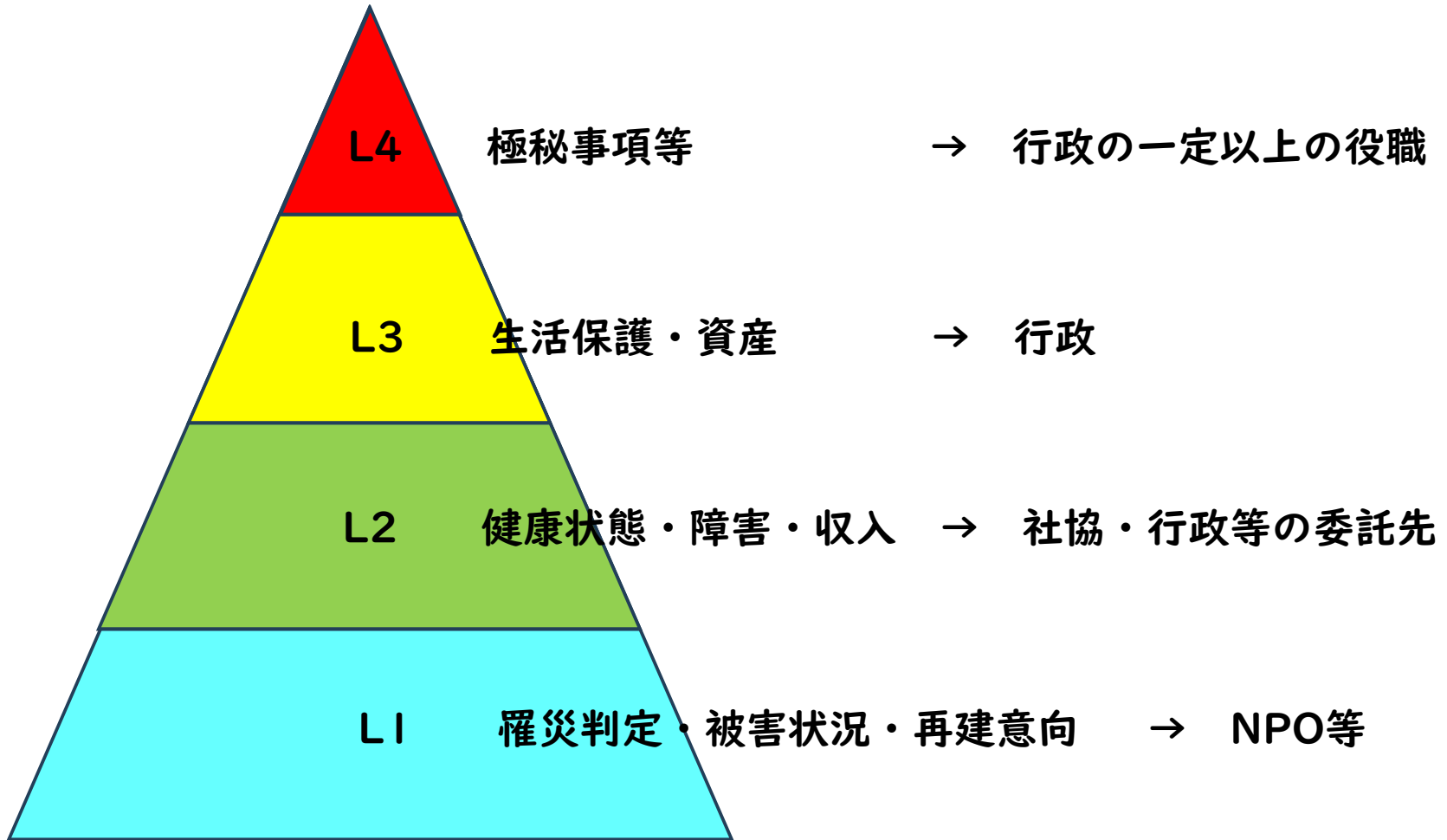
◆1月20日
岩泉よりそい・みらいネット
相談業務開始

【相談支援に係る実施主体・事業予算】

時期	実施主体	期間	活動予算
2017年 1月20日 ～ 2018年 7月3日	岩泉よりそい・ みらいネット (任意団体)	2017年1月20日 ～5月31日	中央共同募金会(申請主体:INDS事務局の いわて連携復興センターが幹事団体となり申 請し支援活動に入るNPOが活用)
		2017年6月1日 ～6月30日	NPO法人クチェカの独自予算を活用
		2017年7月1日 ～2018年7月3日	多機関の協働による包括的支援体制構築事 業(モデル事業) ※町事業として相談員等 への謝金支払い
2018年 7月14日 ～ 2020年 3月31日	一般社団法人 岩泉よりそい・ みらいネット (2018年2月13日 設立)へ委託	2018年7月14日 ～2019年3月31日	平成30年度「多機関の協働による包括的支 援体制構築事業」(モデル事業)
		2019年4月1日 ～2020年3月31日	令和元年度「地域共生社会の実現に向けた 包括的支援体制構築事業」(モデル事業)
2020年 4月1日 ～現在	NPO法人ク チェカへ委託		「地域共生社会の実現に向けた包括的支援 体制構築事業」

※備考 事業をNPO法人クチェカに移行し、一般社団法人岩泉よりそい・みらいネットは休止

【情報共有(案)】



【 災害時に必要な事 】

これからみんなで考えたいこと、したいこと
地域の受援力の高めるためには!?(官民連携)

- ・ 災害後にやりたいこと/何をどこまで(支援の対象者・避難所や住居の被害以外にも)
- ・ できる事できない事(制度や予算、マンパワー)
- ・ 優先順位が決まっているか
- ・ 地域の資源を知っているか
- ・ 信頼関係の構築
- ・ できない事をできないといえるか?
- ・ 地域の各支援機関等(県・市町村・集落・NPO等)ごとにできているか?

課題

- ◆被害状況や対応状況の把握と情報共有がどれだけできるか?

【 国への働きかけと要望 】

毎年起きる大規模災害のたびに生活再建から取り残される人を一人でも減らすために

災害救助法の一部改正で、 混乱のない災害対応と災害ケースマネジメントを実施可能に！

被災者の生活環境の変化



大規模災害発生



避難所・在宅避難



応急仮設住宅・みなし仮設住宅



災害公営住宅・自宅再建

現状の課題

80年以上も変わらない低水準の避難所や物資
(慣れない自治体だけで実施)

一律の現物支給による支援の抜け漏れ
(被災者・行政の疲弊)

目指す姿

住環境が整った避難所とスムーズな物資供給
(運営を慣れた民間へ)

一人ひとりに合った生活再建方法の選択を
(災害ケースマネジメントの早期実施)

- 「災害救助法の一部改正」により、災害時には全て地方自治体のみで提供することが求められていることを企業・NPO 等も行えるようにすることで、より効率的に質の高いサービスを行う事ができる。
- 「災害救助法」に福祉を位置づけるとともに、相談支援にかかわる福祉諸法の改正により「災害ケースマネジメント」を災害後すぐに実施することで、被災者の生活再建を迅速かつ確実なものとする事ができる。

その他、南海トラフ・首都直下など想定される災害を乗り越えるための備えとして、東日本大震災により「課題先進地」と言われた東北3県からの提言
「被災者は住居に被害を受けた人だけなのか」「災害が起きた地域・種類・規模にも対応できる制度を」「在宅避難者への支援を」「加算支援金は十分か」「いかに自力再建数を増やすか」「行政にのしかかる負担軽減を」「被災者支援制度全体を見直す必要性」

【求めたいこと 提案・要望】

まずは災害対策基本法・災害救助法の改正

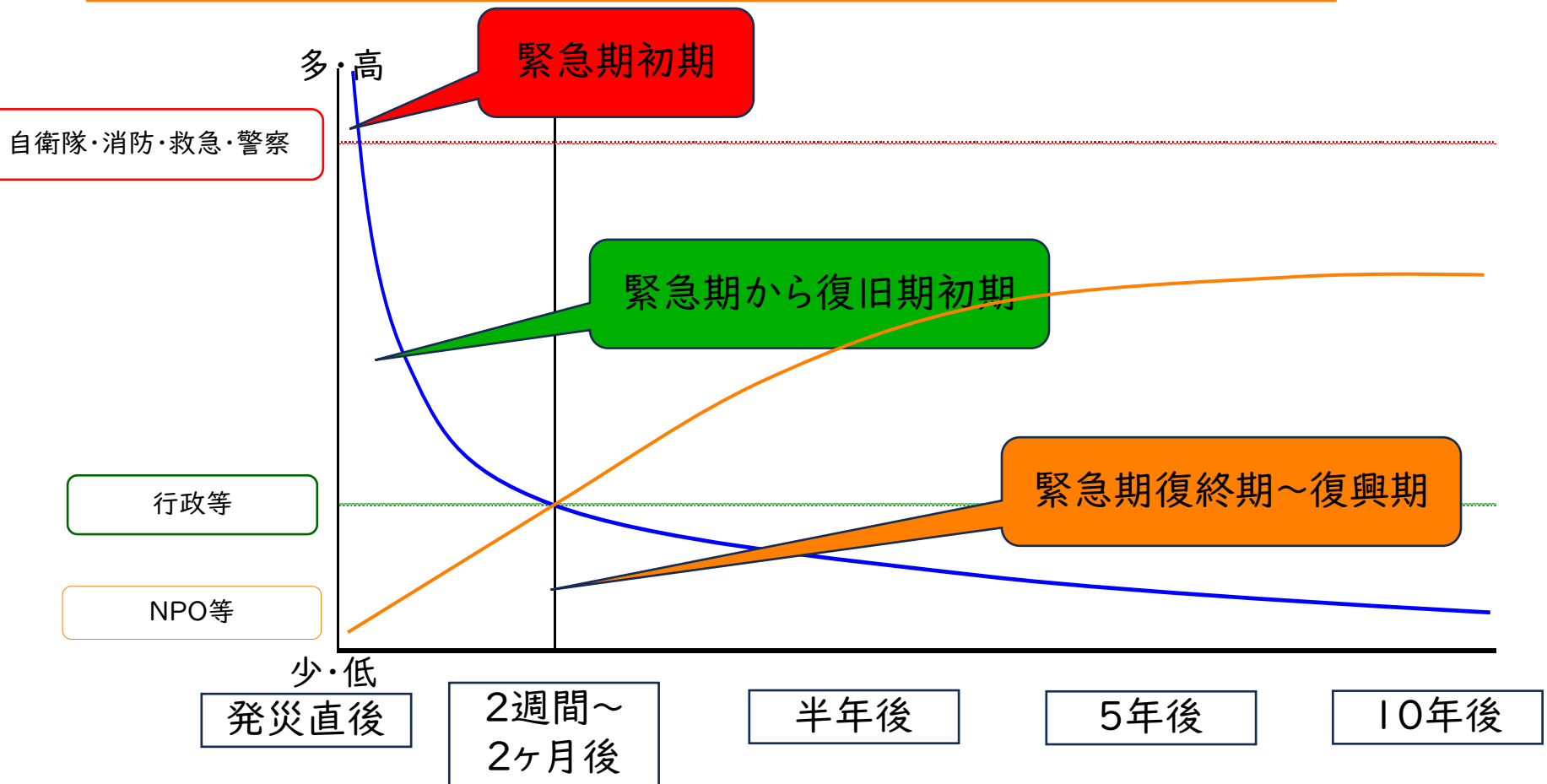
- ◆ **一人ひとりの尊厳**を大事にした生活再建によりそう
災害後の支援は「モノ」から「人」へ変わらなくてはならない
- ◆ **官民連携を基本**として被災者支援をおこなう
行政が担うところは大きいが行政ではできないことも多い
- ◆ **平時から人材育成**を行なう（→平時にも実践できる人材育成）
平時にできていない事を災害後すぐに行なうのは難しい

【 NPOとしてこれから考えたいこと、したいこと】

◆NPOが本領発揮できるタイミングとは!?

必要とされる支援ニーズ数と緊急性の高さ [自衛隊等 > 行政等 > NPO等]

必要とされる支援ニーズの種類 [NPO等 > 行政等 > 自衛隊等]



少しのつまずきで困窮する事があるなら
やりなおすきかけもいっぱいある社会や地域を。

誰もが困窮する事がありうるなら
誰もが支援者となれる社会や地域を。



被災者の実情に合う支援の仕組みを 支援団体が国会議員に訴え(2024年6月4日)



「3.11から未来の災害復興制度を提案する会」からの提言(2023年6月版)



岩手と大阪のコンビニ 東日本大震災で人生一変 難題に挑む 2023年02月08日



スムーズな被災者支援を 国会議員に災害救助法など改正訴え 2023年6月16日